

## さいたま市農業振興ビジョン改定について

## 1 さいたま市農業振興ビジョンについて

## (1) 農業振興ビジョンの経緯

平成16年に「さいたま市総合振興計画」を策定し、その中で「農業の多面的機能を重視しながら、市内に残された優良農地の維持を図り、都市農業の活性化に取り組む」という施策展開の方向性が示されました。

これを踏まえ、本市の特性に留意し、本市独自の農業振興の方向性を示すものとして、平成16年度に本ビジョンを策定し、1回の増補及び2回の改訂を経て、現在に至っています。

時期	内容	目標指標年度	最終目標年次
平成17年3月	農業振興ビジョン策定	—	平成32年
平成18年3月	一部増補	—	
平成21年4月	農業振興ビジョン改訂	平成25年度末	
平成26年3月	農業振興ビジョン改訂	平成29年度末 平成32年度末	

## (2) 農業振興ビジョンの位置付け

さいたま市農業振興ビジョンは、本市の上位の計画である、さいたま市総合振興計画に沿って定めています。

また、平成24年12月に公布した「さいたま市都市農業の振興に関する条例」で定めた、都市農業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「都市農業基本指針」として農業振興ビジョンを位置づけています。

## ○総合振興計画と農業振興ビジョンの改訂時期

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
計画 総合振興	総合振興計画 前期基本計画 計画期間：H16～H25										総合振興計画 後期基本計画 計画期間：H26～H32						
実施計画 総合振興	実施計画 H16～H20				実施計画 H21～H25					実施計画 H26～H29				実施計画 H30～H32			
農業振興 ビジョン	農業振興ビジョン H17年3月策定 最終目標年次 H32					農業振興ビジョン H21年4月改訂 最終目標年次 H32					農業振興ビジョン H26年3月改訂 最終目標年次 H32						

一部増補

### (3) さいたま市都市農業の振興に関する条例

都市農業の持続的な発展に関する施策の総合的かつ計画的な推進、農産物等の安定的供給及び都市農業の多面的機能の発揮を促進し、もって健康で文化的な市民生活の実現に寄与するとともに、緑豊かなまちづくりを推進するため、平成24年12月に公布・施行しました。

#### 【都市農業の振興に関する基本的施策】

- ・安全かつ良質な農産物等の生産及び供給等（第8条）
- ・地産地消の推進及び市民の農業に対する理解の促進（第9条）
- ・農業の担い手の育成及び確保（第10条）
- ・農業者又は農業関係団体に対する支援（第11条）
- ・優良な農地の保全と有効利用（第12条）
- ・農業資源の保全と活用による農業経営の質的向上（第13条）
- ・遊休農地の解消及び活用等（第14条）
- ・農地の有効利用の促進（第15条）

基本的施策を総合的かつ計画的に推進し、実行するため策定

都市農業基本指針

平成26年3月改定時  
農業振興ビジョンを都市農業基本指針に位置づけ

### (4) 農業振興ビジョンの理念

農と都市が互いに支え合い、百万人市民の「協働」によるさいたま市らしい潤いのある都市農業の振興により、共に豊かな暮らしを持続・発展し続ける元気な農業を実現

百万人の農 ～農と都市が支え合う豊かな暮らしの実現～

### (5) 農業振興ビジョンの施策体系

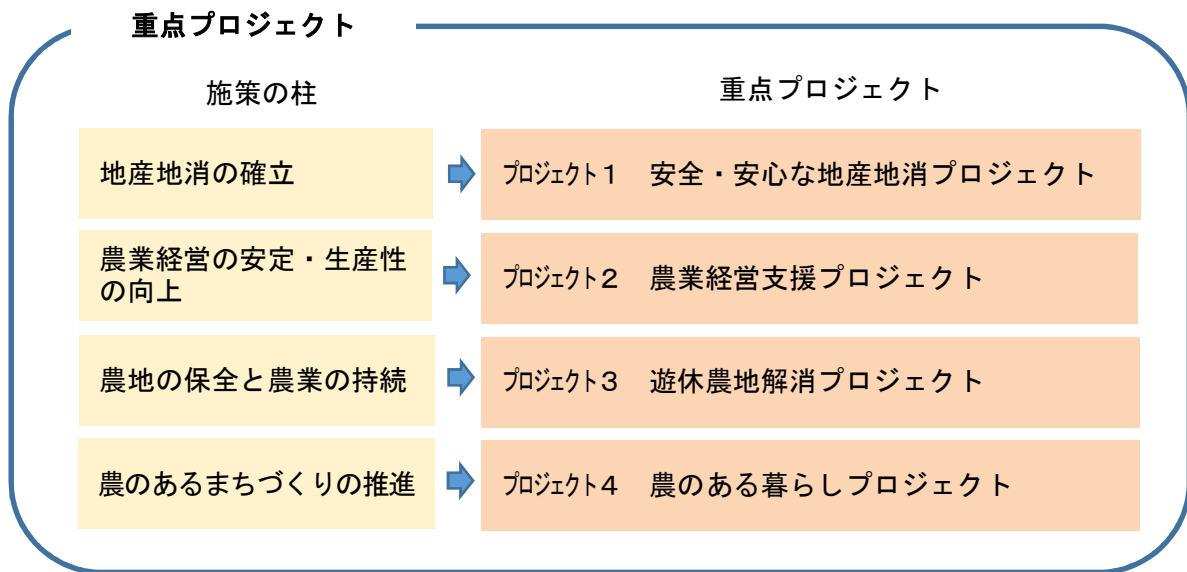
農業振興ビジョンにおいて進める施策は、農業・農地・農コミュニティの3つの基本方針に沿って、4つの施策の柱と11の個別施策により構成しています。

農業振興ビジョン施策体系図

基本方針	施策の柱	個別施策	67 の 具 体 的 な 取 り 組 み ( 事 業 )
農 業	地産地消の確立  農業経営の安定・生産性の向上	地産地消の推進	
		消費拡大拠点、流通システム形成	
農 地	農地の保全と農業の持続	農業経営の安定化	
		付加価値の形成	
		担い手の育成	
農コミュニティ	農のあるまちづくりの推進	農環境の保全と改善	
		遊休農地の解消と活用	
		農地流動化対策の推進	
		価値と魅力の共有	
		市民による支援と協働	
		食の教育の推進	

## (6) 農業振興ビジョンの重点プロジェクトについて

農業振興ビジョンでは、各施策の柱ごとに緊急的かつ優先的に取り組む必要があるテーマを、特に「重点プロジェクト」として定めています。



## 2 さいたま市農業振興ビジョン改定について

### (1) 農業振興ビジョン改定スケジュール

令和3年3月改定に向けて、令和元年度から令和2年度に以下のスケジュールで改定作業を行います。

年度	月	内容
令和元年度	7月	● 第1回都市農業審議会
	8月	● 農家意向・意識アンケート調査 ● インターネット市民意識調査
	11月	● 第2回都市農業審議会
	2月	● 第3回都市農業審議会
	3月	● 骨子案作成
令和2年度	7月	● 第1回都市農業審議会
	8月	● 都市経営戦略会議へ付議 素案の報告
	9月	● 9月議会 素案報告 ● パブリック・コメント実施
	10月	● 第2回都市農業審議会
	1月	● 第3回都市農業審議会
	2月	● 2月議会報告 農業振興ビジョン案報告
	3月	● 農業振興ビジョン策定・公表

## (2) 農家意向・意識アンケート調査について

さいたま市農業振興ビジョンの改定にあたり、本市農業の現状を把握するため、農家意向・意識アンケート調査を実施する予定です。

- |         |  |
|---------|--|
| ① 調査対象者 | 10a以上の農地を所有している方<br>貸し付けている又は借り受けている農地がある方<br>生産緑地を保有している方 |
| ② 調査時期  | 令和元年8月   |
| ③ 調査内容  | 各農家の状況(営農規模・収入等)や意向(経営に対する考え方)など                           |

## (3) インターネット市民意識調査について

さいたま市の農業に対する市民の意識を把握するため、インターネット市民意識調査を実施します。

- |         |  |
|---------|--|
| ① 調査対象者 | さいたま市在住の18歳～69歳の男女   |
| ② 調査時期  | 令和元年8月   |
| ③ 調査項目  | ・さいたま市内の農業に関する情報の中で、興味のあるもの<br>・農産物を購入する時、何を重視するか<br>・どうなればさいたま市農産物を購入しようと思うか<br>・さいたま市の農業・農地について、「農業生産の場」以外で期待するもの<br>・農業を維持、活性化するために、市はどのようなことをすればよいと思うか |

## (4) 都市農業振興基本法について

都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様な機能の十分な発揮を図り、もって良好な都市環境を形成するため、都市農業振興基本法が、平成27年4月に施行されました。

その中で、地方公共団体は、都市農業振興の振興に関する計画を定めるよう努めなければならないとされており、本市農業振興ビジョンの改定にあたって検討を必要とします。

### 都市農業振興基本法（抜粋）

- |      |  |
|------|--|
| 第10条 | 地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画(以下「地方計画」という。)を定めるよう努めなければならない。    |
| 2    | 地方公共団体は、地方計画を定めようとするときは、都市農業を営む者、都市住民等の多様な主体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 |
| 3    | 地方公共団体は、地方計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。                                  |
| 4    | 前2項の規定は、地方計画の変更について準用する。   |